

○三条市営住宅条例施行規則

平成17年5月1日

規則第147号

改正 平成18年3月29日規則第10号

平成20年3月21日規則第4号

平成24年3月26日規則第2号

平成25年3月29日規則第2号

平成25年12月17日規則第31号

平成26年9月30日規則第19号

平成28年4月1日規則第22号

平成29年7月18日規則第16号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市営住宅条例（平成17年三条市条例第161号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の資格)

第1条の2 条例第6条第1項各号列記以外の部分及び第42条第1項各号列記以外の部分に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が次に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障がい（知的障がいを除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する障が

いの程度又は別表第1号表ノ3に規定する第一款症の程度であるもの

- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (9) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他これに準ずるものとして市長が認める事由により、次のいずれかに該当する者
 - ア その居住する住宅が滅失し、又は損壊した者であって、住宅の再建が困難であり、又は住宅の再建に相当の期間を要すると認められるもの
 - イ その居住する住宅に引き続き居住することにより、その生命又は身体に危害を受けおそれがあると認められる者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、住宅に困窮していることについてやむを得ない理由があると市長が認める者

2 条例第6条第1項第2号ア(コ)に規定する規則で定める場合は、入居者又は同居者に前項第9号に規定する者がある場合とする。

(入居の申込み等)

第2条 条例第8条第1項の規定により入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、その一部又は全部を省略することができる。

(1) 住民票の写し

(2) 収入額を証する書類

(3) 申込者に婚姻の予約者がある場合は、その事実を証する書類

(4) 条例第6条第1項に規定する老人等である場合は、その事実を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第22条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、同項の入居の申込みをしようとする者から同意書(様式第1号の2)を徴しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申込みの受付を、既設の市営住宅については随時又は期間を定め、新築の市営住宅については入居可能日前2月以内に期間を定め、それぞれ行うものとする。

4 新築の市営住宅への入居の申込みをした者で条例第8条第2項に規定する入居決定者(以下「入居決定者」という。)とならなかったものが既設の市営住宅への入居を希望するときは、当該申込者を既設の市営住宅への申込者とみなすものとする。

5 第1項の規定により提出された申込書は、既設の市営住宅に係るものについては提出の日から起算して1年を経過する日まで、新築の市営住宅に係るものについては当該市営住宅の入居者が決定される日まで、それぞれ有効とする。

(入居決定の通知)

第3条 条例第8条第2項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(請書)

第4条 条例第11条第1項第1号の請書は、市営住宅入居（及び駐車場使用）請書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の所得の額を証する書類
(連帯保証人)

第5条 条例第11条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 県内に居住し、かつ、市長が適当と認める者であること。
- (2) 独立の生計を営む能力を有すること。
- (3) 入居決定者と同等以上の収入を有すること。

2 連帯保証人は、入居者が条例及びこの規則の規定に違反し、又は家賃等を滞納した場合は入居者と連帯してその責めを負うものとする。

3 市長は、連帯保証人が第1項各号に掲げる要件を欠いている場合又は欠くに至ったと認めるときは、一定の期間を指定し、入居者に連帯保証人の変更を求めることができる。

4 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに新たな保証人を定め、前条に規定する請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡したとき。
- (2) 前項の規定により連帯保証人の変更を求められたとき。

5 入居者は、連帯保証人が住所を変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(入居可能日の通知)

第6条 条例第11条第3項の規定による通知は、市営住宅入居可能日通知書（様式第4号）によるものとする。

(入替又は交換の承認)

第7条 入居者は、条例第5条第7号の規定により他の市営住宅に入居しようとする場合又は同条第8号の規定により公営住宅の入居者同士又は改良住宅の入居者同士が相互に入れ替わろうとするときは、市営住宅入替承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するか否かを決定したときは、市営住宅入替（承認・却下）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(同居の承認)

第8条 条例第13条の承認を得ようとする者は、市営住宅同居承認申請書（様式第7号）に公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条第1項第1号に規定する収入の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、その全部又は一部を省略することができる。

2 市長は、番号利用法第22条第1項の規定により前項に規定する収入の額を証する書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けるときは、同項の承認を得ようとする者から同意書（様式第1号の2）を徴しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するか否かを決定したときは、市営住宅同居（承認・却下）通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、災害その他やむを得ない事由により一時的に同居しようとする場合に限り、前項の規定による承認をすることができるものとする。

（入居者又は同居者の異動の届出）

第9条 入居者は、本人又は同居者の死亡、退去その他の異動があったときは、速やかに市営住宅同居者異動届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（入居の承継の承認）

第10条 条例第14条の承認を得ようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書（様式第10号）に公営住宅法施行規則第10条第1項第2号に規定する収入の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、その全部又は一部を省略することができる。

2 市長は、番号利用法第22条第1項の規定により前項に規定する収入の額を証する書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けるときは、同項の承認を得ようとする者から同意書（様式第1号の2）を徴しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するか否かを決定したときは、市営住宅入居承継（承認・却下）通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により入居の承継の承認の通知を受けた者は、第4条に規定する請書を市長に提出しなければならない。

（利便性係数）

第11条 条例第15条第2項の規定による事業主体の定める数値は、第1号に掲げる基本係

数から第2号に掲げる補正係数を減じて得た数とする。この場合において、当該得た数が、0.7未満のときは0.7と、1を超えるときは1とし、少数第5位以下の端数が生じたときは当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 基本係数 当該公営住宅の所在する土地の固定資産評価相当額及び市内の固定資産評価平均宅地額を基に、平成5年建設省告示第1602号で定める立地係数の算式の例により算出した数

(2) 補正係数

ア 浴槽及び風呂釜の設備のないところは、0.04

イ トイレが水洗化されていないところは、0.04

(収入の申告等)

第12条 条例第16条第1項の規定による申告は、収入申告書（様式第12号）に前年の収入額を証する書類を添えて行うものとする。ただし、市長が必要でないとする場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2 条例第16条第2項の規定による通知は、収入の認定兼家賃決定通知書（様式第13号）によるものとする。

3 入居者は、条例第16条第3項の規定により意見を述べるときは、収入認定等に対する意見申立書（様式第14号）を市長に提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の申立書の提出があったときは、これを審査し、当該意見に理由があるか否かを決定したときは、意見申立てに対する通知書（様式第15号）により申立者に通知するものとする。

(家賃決定の通知)

第13条 市長は、条例第15条第1項、第26条第1項、第28条第1項、第34条及び第35条の規定により入居者の家賃を決定したときは、収入の認定兼家賃決定通知書（様式第13号）により入居者に通知するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第14条 入居者は、条例第18条（条例第26条第2項及び第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅家賃（減免・徴収猶予）申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、家賃の減免又は徴収猶予をするか否かを決定したときは、市営住宅家賃減免・徴収猶与（決定・却下）通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

(家賃の督促)

第15条 条例第19条の規定による家賃の督促は、納期限後20日以内に別に定める督促状を入居者に送付して行わなければならない。

(住宅損傷等の届出)

第16条 条例第22条第2項の規定による届出は、市営住宅(損傷・滅失)届(様式第18号)によるものとする。

(住宅不使用の届出)

第17条 条例第23条第1項第5号の規定による届出は、市営住宅不使用届(様式第19号)によるものとする。

(用途の変更の承認)

第18条 入居者は、条例第23条第2項の規定により市営住宅を住宅以外の用途に使用することの承認を得ようとするときは、市営住宅用途一部変更承認申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するか否かを決定したときは、市営住宅用途一部変更(承認・却下)通知書(様式第21号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、当該市営住宅の用途が実質的に失われない場合に限り、前項の規定による承認をすることができるものとする。

(模様替え及び増築の承認)

第19条 入居者は、条例第23条第2項の規定により市営住宅の模様替え又は増築の承認を得ようとするときは、市営住宅(模様替え・増築)承認申請書(様式第22号)に当該模様替え又は増築の工事に係る設計図を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するか否かを決定したときは、市営住宅模様替え・増築(承認・却下)通知書(様式第23号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認に当たり、入居者に当該工事の設計、施工方法等を変更させ、又は適当な指示を与えることができる。

(住宅の明渡しの届出)

第20条 条例第37条第1項の規定による届出は、市営住宅明渡し届(様式第24号)によるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者の使用手続)

第20条の2 条例第38条の3第1項の規定により公営住宅の使用許可を受けようとする指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業者使用許可申請書（様式第24号の2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、その一部又は全部を省略することができる。

- (1) 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第1条第3号に掲げる事業を運営することを証する通知書の写し
- (2) 指定障害福祉サービス事業者の定款又は寄附行為
- (3) 指定障害福祉サービス事業者の役員名簿
- (4) 公営住宅を現に使用する者の所得課税証明
- (5) 指定障害福祉サービス事業者の緊急連絡体制を記した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の使用許可の期間は、1年以内とする。

3 指定障害福祉サービス事業者が使用許可期間満了後も引き続き当該住宅を使用する場合は、期間が満了する1月前までに第1項に規定する申請を行わなければならない。

（使用許可の通知）

第20条の3 市長は、前条の規定による使用許可の申請があったときは、指定障害福祉サービス事業者使用許可・不許可決定通知書（様式第24号の3）により当該指定障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

（入居届）

第20条の4 指定障害福祉サービス事業者は、使用許可申請書に記載した入居者が入居したときは、速やかに入居届（様式第24号の4）を市長に提出しなければならない。

（使用料の額）

第20条の5 条例第38条の4第1項の規定による使用料の額は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条に規定する家賃の算定方法の例により算定した額とする。この場合において、入居者の収入は、公営住宅を現に使用する者の所得課税証明に基づく収入とする。

（使用状況報告）

第20条の6 条例第38条の6の規定による報告は、使用状況報告書（様式第24号の5）によるものとする。

（変更の報告）

第20条の7 条例第38条の7の規定による報告は、変更内容報告書（様式第24号の6）に

よるものとし、変更内容を証する書類を添えてしなければならない。

(使用許可の取消し)

第20条の8 市長は、条例第38条の8の規定により使用許可を取り消すときは、公指定障害福祉サービス事業者使用許可取消通知書（様式第24号の7）により当該指定障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

(事故等の処理)

第20条の9 指定障害福祉サービス事業者は、現に使用中の公営住宅又は入居者に関し事故が生じたときは、速やかに市長に届け出て、当該事故の処理について協議しなければならない。

(準用)

第20条の10 第15条から第17条まで、第19条及び第20条の規定は、指定障害福祉サービス事業者による公営住宅の使用について準用する。この場合において、第15条中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者」と、第19条中「入居者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者」と読み替えるものとする。

(使用の申込み)

第21条 条例第55条第1項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、市営住宅等駐車場使用申込書（様式第25号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）の写し
- (2) 当該駐車場を使用する者の運転免許証の写し
- (3) 第23条第3項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(使用決定の通知)

第22条 条例第55条第2項の規定による通知は、市営住宅等駐車場使用決定通知書（様式第26号）によるものとする。

(使用者の選考)

第23条 条例第56条第1項の規定による使用者の選考は、申込者（同項の申込者をいう。以下この条において同じ。）のうち申込者本人又は当該申込者の同居者が現に駐車場を使用していない者を優先的に使用者として選考するものとする。

- 2 前項の規定により使用者を選考し難い場合の使用者の選考は、公開抽選その他公正な方法により行うものとする。
- 3 条例第56条第2項の申込者が身体障がい者である場合その他特別な事由がある場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 申込者又は当該申込者の同居者が次のいずれかに該当する者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。
- ア 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で恩給法別表第1号表ノ2に規定する程度の障がい又は別表第1号表ノ3に規定する第一款症の程度の障がいを有するもの
- イ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- ウ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに該当する程度の障がいを有する者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の障害等級のいずれかに該当する程度の障がいを有する者
- オ エに規定する精神障がいの程度と同程度の障がいを有する知的障がい者
- (2) 申込者又は当該申込者の同居者が高齢、疾病等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者である場合であって、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。
- (3) 申込者又は当該申込者の同居者が疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であって、駐車場がないと通院が困難であるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特別な事情があると認められる場合
(使用期間)

第24条 条例第55条第2項に規定する駐車場使用者（以下「駐車場使用者」という。）が駐車場を使用することができる期間は、同項に規定する使用可能日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、駐車場を使用することができる期間を別に指定することができる。

(請書)

第25条 条例第57条第1項の請書（以下この条において「駐車場請書」という。）は、市営住宅等駐車場使用請書（様式第27号）によるものとし、連帯保証人の印鑑登録証明書

を添えて市長に提出しなければならない。ただし、新たに市営住宅等に入居するときから駐車場を使用する場合（入居者が使用する場合に限る。）は、市営住宅入居（及び駐車場使用）請書（様式第3号）によるものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場請書にその旨を記載して前項に規定する書類の添付を省略することができる。

(1) 新たに駐車場の使用の決定を受けて駐車場請書を提出する場合の連帯保証人が当該市営住宅の入居の際に提出された第4条に規定する請書の連帯保証人（第5条第4項の規定により連帯保証人を変更した場合には、変更後の連帯保証人）と同一である場合

(2) 前条の規定による駐車場を使用できる期間の満了後に引き続き当該駐車場を使用するため、条例第55条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けて駐車場請書を提出する場合の連帯保証人が当該期間の満了する駐車場の使用に係る駐車場請書の連帯保証人と同一である場合

（駐車自動車変更の届出）

第26条 駐車場使用者は、当該駐車場に駐車する自動車を変更したときは、遅滞なく市営住宅等駐車自動車変更届（様式第28号）に自動車検査証の写しを添えて市長に届け出なければならない。

（使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請）

第27条 条例第58条第2項又は第59条第4項の規定により駐車場使用料の減免又は徴収猶予をすることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合とする。

2 駐車場使用者は、条例第58条第2項又は第59条第4項の規定による駐車場使用料の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅等駐車場使用料（減免・徴収猶予）申請書（様式第29号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、駐車場使用料の減免又は徴収猶予の可否を決定したときは、市営住宅等駐車場使用料（減免決定・徴収猶予却下）通知書（様式第30号）により通知するものとする。

（使用決定の取消し）

第28条 市長は、条例第60条第1項の規定により駐車場の使用の決定を取り消すときは、市営住宅等駐車場使用決定取消通知書（様式第31号）により、当該駐車場使用者に通知するものとする。

（明渡期限）

第29条 条例第56条第4項の規定により付した条件に駐車場の明渡しに係る条件がある場合又は条例第60条第1項第9号に該当することとなった場合で駐車場の明渡しを請求するときの当該明渡しの期限は、当該明渡しの請求の日から1月を経過した日とする。

(準用)

第30条 改良住宅については、改良住宅を市営住宅とみなして、第2条から第10条及び第12条から第20条までの規定を準用する。

- 2 特定公共賃貸住宅については、特定公共賃貸住宅を市営住宅とみなして、第2条から第6条まで、第8条から第10条まで及び第15条から第20条までの規定を準用する。
- 3 若者世帯向け賃貸住宅については、若者世帯向け賃貸住宅を市営住宅とみなして、第2条から第6条まで、第8条から第10条まで及び第15条から第20条までの規定を準用する。
- 4 駐車場については、駐車場を市営住宅とみなして、第5条、第10条、第17条、第18条及び第20条の規定を準用する。

(検査員証票)

第31条 条例第63条第4項の身分を示す証票は、市営住宅立入検査証(様式第32号)によるものとする。

(その他)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三条市営住宅条例施行規則(平成9年三条市規則第17号)、下田村営特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成9年下田村規則第29号)、下田村営住宅設置及び管理条例施行規則(平成9年下田村規則第31号)又は下田村若者世帯向け賃貸住宅条例施行規則(平成13年下田村規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年3月規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月規則第31号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年9月規則第19号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月規則第16号）抄

この規則は、公布の日から施行する。